

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

令和2年8月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
伊仙町	出産・育児	児童手当制度	<p>★ 児童手当は、15歳まで(中学校修了の3月31日まで)の児童を養育する方に、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援するために支給される手当です。(施設入所等児童を除く)</p> <p>支給額 3歳未満 一律15,000円 3歳以上小学校終了前 10,000円(第3子以降は15,000円) 中学生 一律10,000円 所得制限のあったもの 一律5,000円 ※児童手当では、満18歳までを児童としてカウントしています ※「第3子以降」とは、高校卒業まで養育している児童のうち、3番目以降をいいます。 児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となりますが、誕生日や転入した日(異動日)が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。</p>
伊仙町	出産・育児	子育て支援金	<p>★ 伊仙町では、出産児を祝福するとともに次代を担う子どもの健やかな成長を願い、また、少子化対策として子育て支援金を支給しています。</p> <p>第1子 5万円 第2子 10万円 第3子以降 15万円</p> <p>【支給の要件】 住民基本台帳の規定により、伊仙町の住民票に記載されていること。支給対象者、居住期間、申請期間、支給額は以下のとおりとする。 (1)支給対象者は出産児の筆頭者とする。 (2)居住期間は出産児の筆頭者が出産前1年以上本町に居住し、定住することが見込まれるもの。 (3)支給額は対象児の筆頭者の第1子は5万円、第2子は10万円、第3子以降は15万円とする。 (4)申請期間は出産日から一年以内とする。</p>
伊仙町	出産・育児	乳幼児医療費助成	<p>★ 6歳未満の乳幼児が医療機関で受診した場合、その医療費の一部を助成します。</p> <p>【対象年齢】 ・医科・歯科診療とも就学前まで(6歳に達する日以降の最初の3月31日まで)</p> <p>【給付内容】 ・1か月にかかった治療費が入院、通院を合わせて3千円を超えた額を助成します。(ただし、この場合の一か月とは1日～31日換算とする。)なお、町民税非課税世帯の場合は全額を助成します。</p>
伊仙町	出産・育児	ひとり親家庭医療費助成	<p>★ 母子・父子家庭等の方々の生活の安定と健康の保持増進を図るために、医療費の自己負担分を補助する制度です。</p> <p>【対象者】 ・伊仙町に住所を有し、配偶者のない母又は父及びこれに準ずる者で、18歳未満の児童(ひとり親家庭等の父又は母及び児童、父母のいない児童が対象)ただし、所得状況によっては受けられない場合もあります。</p> <p>【助成額】 ・健康保険等の対象となった医療費の自己負担した額です。</p>
伊仙町	出産・育児	子育て支援	<p>★ 乳幼児健診:3～4カ月、6～7カ月、1歳6か月、2歳、2歳6ヶ月歯科検診、3歳、5歳歯科検診 新生児訪問:保健センター助産師による訪問 子育てサークル、マタニティ教室の実施 母子栄養強化事業:牛乳券の発行 不妊治療旅費一部助成事業:鹿児島までの交通費と宿泊費(上限5000円15日まで)の3分の2を助成</p>